

日本学生支援機構大学生のリスク研修
2015/1/27

大学生の消費者被害と消費者教育

西村隆男
(横浜国立大学)

お話の骨子

- 大学生の消費者被害
- 大学生の消費生活知識と消費者意識
- 日米学生の金銭観の相違
- 金融リテラシーの必要
- 消費者教育実施への国の法制の整備
- 消費者教育推進法の内容
- 大学の取り組みの現状
- 今後の課題

大学生の消費者被害

- マルチ商法
- アダルトサイト
- 出会い系
- ネットオークション

実録学生消費者被害

(国民生活センターHP事例より)

学内の友人Aから「会ってほしい人がいる」と誘われ、喫茶店でAと一緒に投資用教材DVD（以下、教材）の販売業者（以下、業者）の担当者Bと会った。Bから「組織で人脈を作り将来のビジネスパートナーを増やそう。教材代金は学生ローンで支払えばよい。もうかれば返せる」などと説明された。その後Aの友人だという学生Cを紹介され、「業者の会員になって取引すればすごくもうかる」などと言われた。翌日Aと2人で学生ローンの申し込みに行き、教材代金として数十万円を借り入れた。アルバイトの収入額を実際より多く伝え、用途は専門学校の学費と申告するよう言われていたので、そのとおりにした。

数日後、喫茶店でBも同席し、業者から会員システムの説明を受け教材購入の契約をした。確認書を自分で読み上げてサインした。業者から、証券会社で先物取引の口座を開設するよう指示され、その際は業者から言われた職業・収入を申告した。

1カ月以上経って、業者から「一番信用できる人を紹介してほしい。報酬を支払う」と持ちかけられた。自分は勧誘しなかったが、人を紹介するのが目的の組織だと思ふ。教材の内容は先物取引の初歩的な知識が得られる程度。契約を取り消し、返金してほしい。

(20歳代 男性 学生)

(続) 実録学生消費者被害

10日ほど前に、大学の先輩から「すごくいいバイトがある」と言われて事務所へ行き、カタログ販売の代理店登録をした。

登録料34万円は2ヶ月で取り戻せると言われ、金融会社までつれていかれ学生ローンを契約し登録料を支払った。

その後、誰も勧誘できず収入は得られずローンだけが残り、支払いが苦しいので解約したい。(京都府HPより)

大学のサークルの友人に誘われてネットワークビジネスに関するセミナーを受けに行った。その後、上位者と名乗る友人の先輩と何人かの他の参加者で喫茶店に行き、さらに説明を受けた。サークルの人達も結構加入しているようだし、少し高いが支払えない額ではなかったもので契約することにした。今日中に登録料を支払うよう言われたので、友人と一緒に銀行に行きお金を振込んだ。しかし、他の友人にそのことを話すと、「危ないから止めた方がいい。」と言われ、不安になったので解約したい。(宮城県HPより)

就活商法！

大学近くの路上で声をかけられた。就活生のためのビジネススクールということだったので、就活に役立つと思いその日のうちに契約した。最初の2カ月間はビジネスマナーなど就活に役立つような講座を聞くことができた

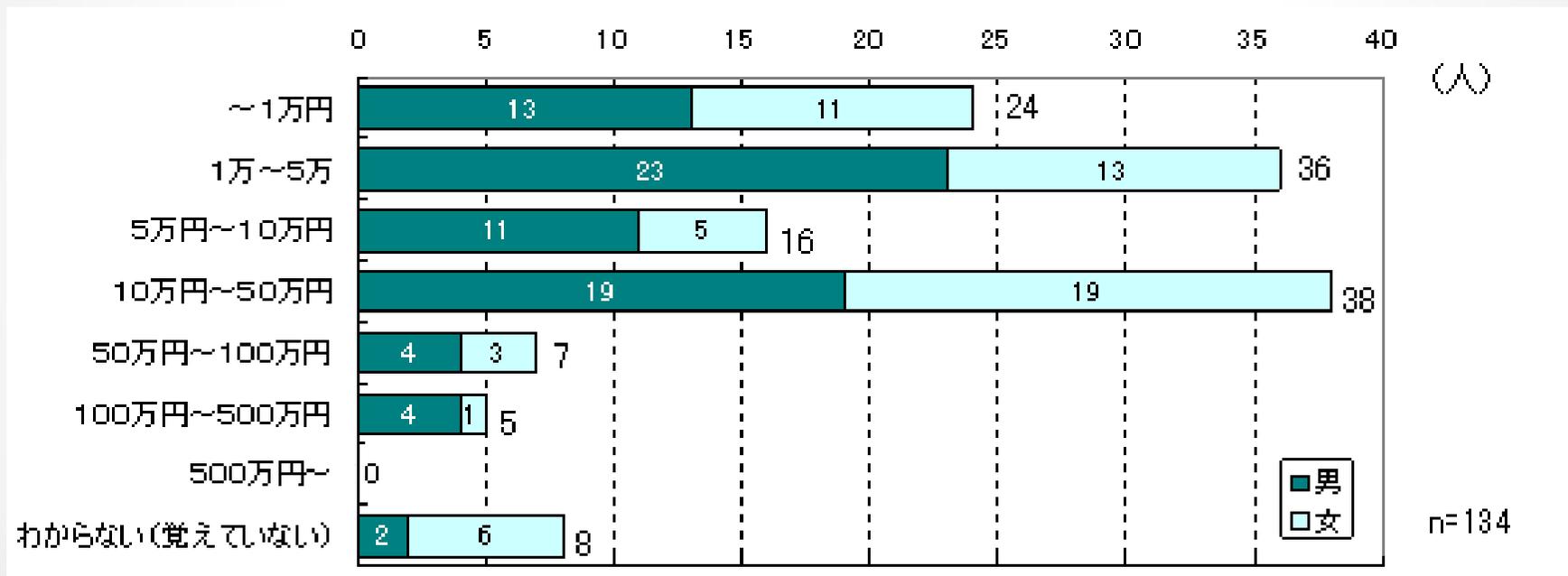
しかし、その後は募金活動や体操など就活に関係のないことをやらされるようになった。その頃からスクールに不信感をいだくようになった。親もおかしいと言うので、セミナーに行かなかつたら、しつこくメールが送られてきて恐くなった。入会金の10万円はもったいないが退会したい。しかし、簡単に辞められないようなので悩んでいる。

就活生が就活商法の被害に遭う パターン

- ①会社説明会の会場近くや大学周辺でアンケートに答え連絡先を記入
- ②電話連絡があり、事務所を訪問
- ③個室で威圧的な雰囲気の中で長時間にわたって契約を迫られる
- ④「検討したい」と言うと「今決めなければ内定を取れない」などと言われる
- ⑤「おカネがない」と言うと借金を迫られて、金融会社を紹介される
- ⑥心理的に追い詰められた就活生は、勧誘から逃れたい一心で契約してしまう

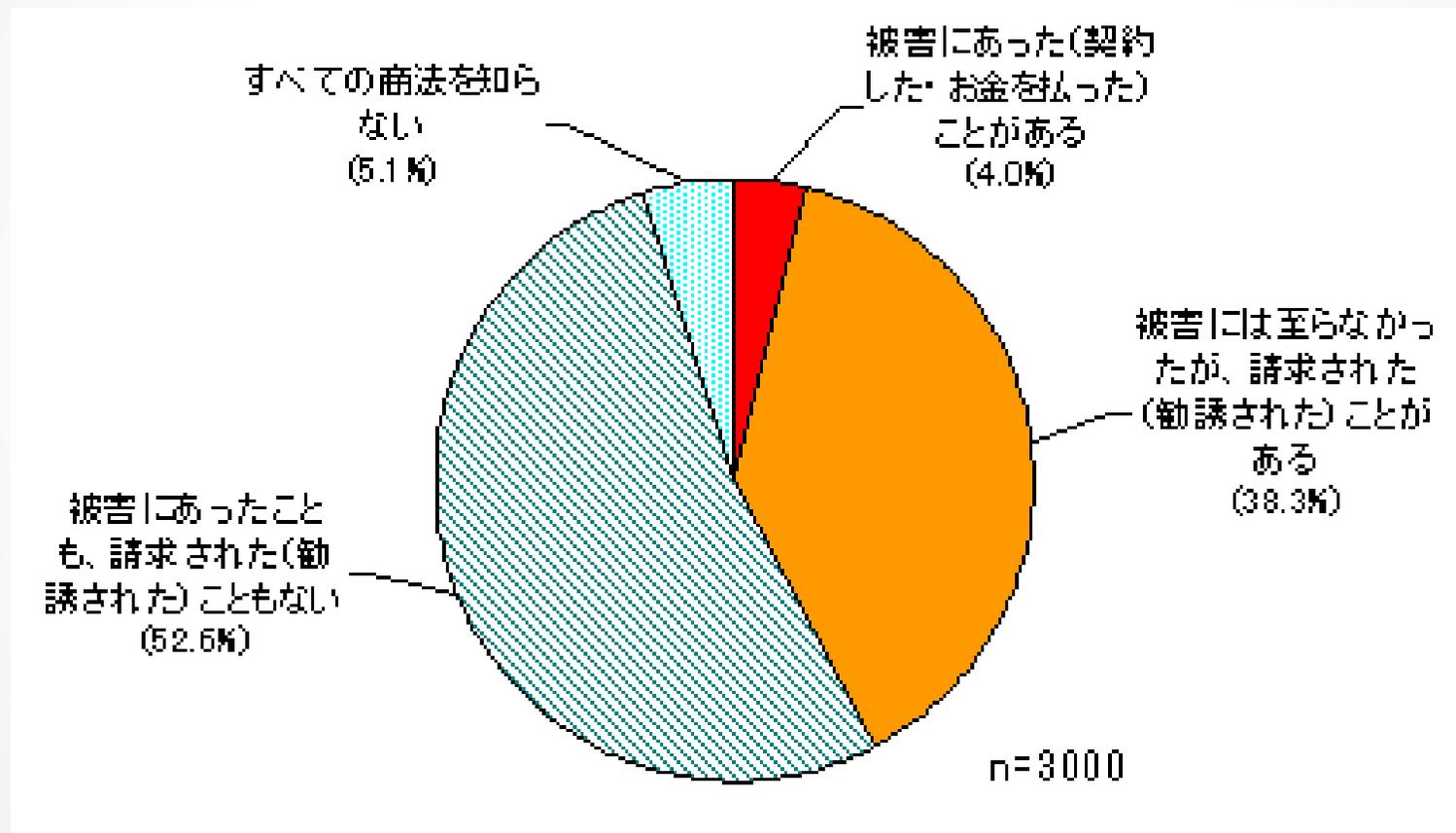
● 東洋経済オンライン2014/2/8より

被害金額



東京都消費生活総合センター調査 (2013)

若年層の消費者被害の経験



東京都消費生活総合センター調査 (2013)

大学生の消費生活知識

- 高校で習得したはずの知識
 - 消費者保護制度
 - 消費者の権利と責任
 - 契約
 - クーリングオフ
 - 消費生活センターの役割etc.
- 契約を知らない学生
 - アパートの賃貸借
 - アルバイト先の時給、明細
 - 割の良い短期バイトと誤認する学生

学生の気質と消費行動

- ネット依存、スマホ依存
- 情報はインターネットから
- クレジットカード万能世代
- ワンクリック消費
- 麻雀、パチスロなどのギャンブルも

借金意識の薄い大学生

- カードやネット決済の拡大
- 電子マネーの普及による現金決済の減少
 - ⇒ クレジット割賦金によるスマホ購入
- 奨学金取得者の拡大と卒業後の延滞の増加

日米の大学生比較調査(VISA2012)から

...

1カ月の生活費を把握しているためにしていること

複数回答可 (%)

		日本	米国
	N=657	N=312	N=345
紙(アナログ)で小遣い帳をつけている	25.0	20.5	29.0
パソコンで入力するタイプの小遣い帳をつけている	25.9	12.5	38.0
スマートフォンのアプリで入力するタイプの小遣い帳をつけている	14.9	17.3	12.8
クレジットカードの利用明細書を確認している	37.4	23.1	50.4
銀行口座からお金を引き出し、週別に財布や袋に入れて管理している	11.1	7.7	14.2
銀行口座からお金を引き出し、費目別に財布や袋に入れて管理している	9.0	5.1	12.5
1ヶ月に使える上限金額のみを決めている	25.1	24.4	25.8
1ヶ月に使える上限金額を費目(食費、飲食費などの費目)ごとに決めている	21.3	7.1	34.2
特になにもしていない	17.2	27.2	8.1
その他	1.5	1.3	1.7

貯蓄のルール

複数回答不可 (%)

		日本	米国
	N=657	N=312	N=345
貯金したいお金を予め決めている	46.8	37.5	55.6
やりくりして残ったお金を貯金する	52.1	60.6	44.0
その他	1.1	1.9	0.4

参照： Visa金融教育に関する日米大学生調査(2012年3月)

月々の生活費に対する考え方

複数回答不可 (%)

	日本	米国
	N=657	N=312
学生のうちは親に頼っても良いと思う	51.1	67.9
学生も親だけに頼らず、自身でも負担すべきだ	48.9	32.1
		64.1

参照： Visa金融教育に関する日米大学生調査(2012年3月)

高校までの金融教育の受講

複数回答不可 (%)

		日本	米国
	N=657	N=312	N=345
受けていて、役立っている	13.9	4.2	22.6
受けていて、少し役立っている	19.0	9.6	27.5
受けていて、役立っていない	6.4	3.5	9.0
受けたと思うがよく覚えていない	17.5	22.4	13.0
受けていない	43.2	60.3	27.8

参照： Visa金融教育に関する日米大学生調査(2012年3月)

金融リテラシーの必要

- 悪質商法の対策だけで消費者被害は防げるのか
- 金銭感覚自体に問題はないのか
- ネット、スマホ、LINEがすべての学生生活か
- 友人関係が希薄な現実をどうみるか
- 危機意識が希薄な学生たち
- 過保護過干渉の時代から、自己決定力ゼロの時代へ
- 無計画な金銭管理、一方でカネがすべての風潮

大学等及び社会教育における 消費者教育の指針（2011）

消費者教育の目的

- ①消費者の権利を実現し、消費生活の向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費者被害等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力、及び、課題を解決する実践的な問題解決能力をはぐくむ。
- ②自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。

消費者教育推進法の制定 (2012)

- 大学等における消費者教育の推進（法12条）

国及び地方公共団体は、大学（学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校その他の道場に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第16条2項において同じ。）において**消費者教育が適切に行われるにようにするため、大学等に対し、学生の消費生活における被害を防止するための啓発その他自主的な取り組みを行うよう促すものとする。**

2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、**学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。**

消費者教育推進の基本方針

(2013年6月28日閣議決定)

- 大学等においては、消費生活センターによる講義を取り入れた授業科目の解説や、学生等への啓発講座の実施等に取り組む事例が見られる。各大学等で、その個性・特色や学問分野、自主的に定める教育課程を踏まえつつ、教職員の共通理解を図った上で、学生一人一人の状況に留意しつつ、消費者教育を展開することができるよう・・・
- 大学等は社会的経験の浅い学生が、安心して充実した学生生活を送るため支援を行う役割を担っており、・・・学生からの相談に対応するほかにも、学生生活や消費者問題に関する情報や知識の提供機会を拡大することが求められる。

消費者教育推進法の目的

- 消費者教育が消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが**消費者の権利**であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする
(推進法第1条)

消費者教育とは

- 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動をいう

（推進法第2条1項）

消費者市民社会とは

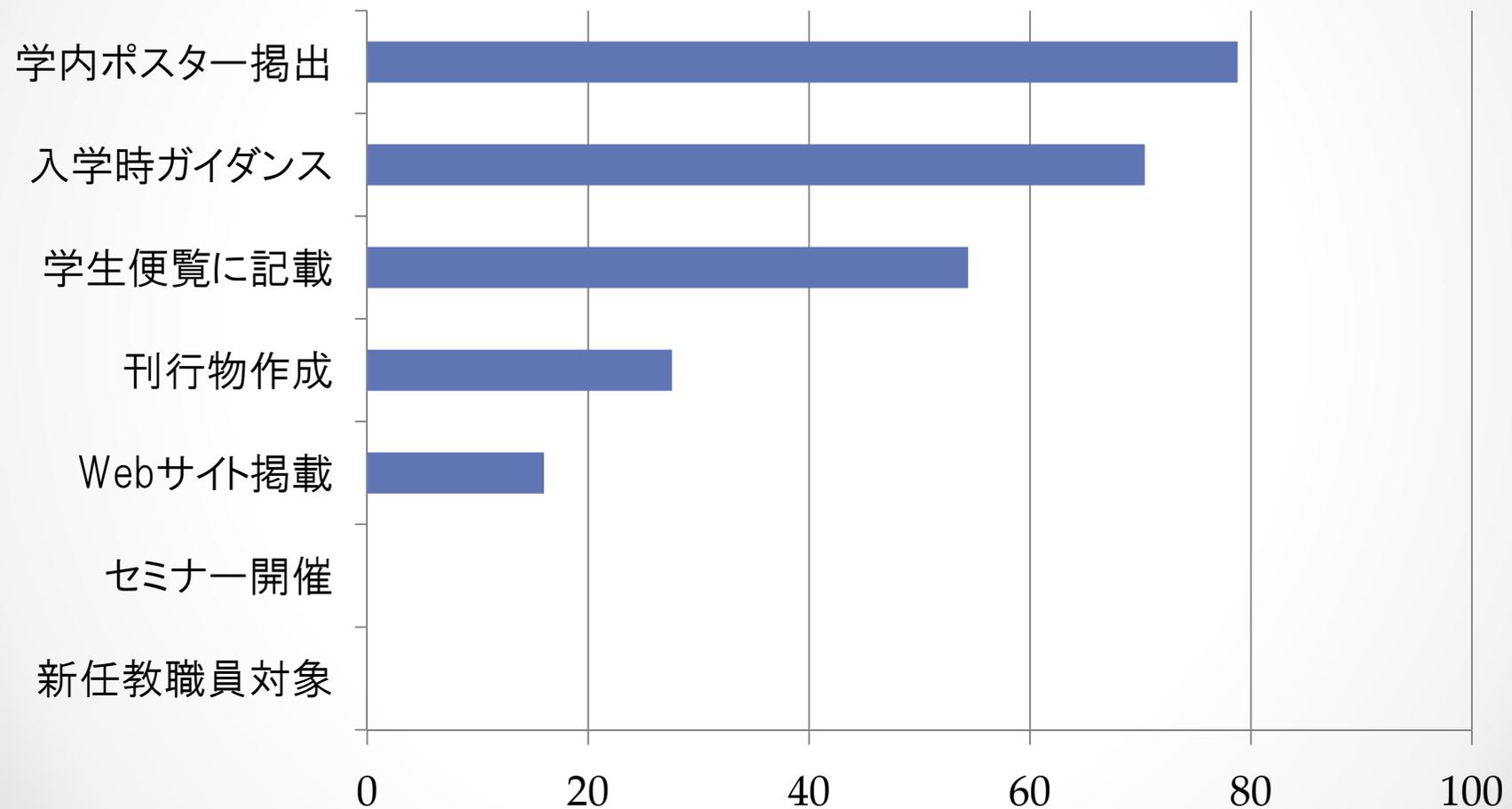
消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう

(推進法第2条2項)

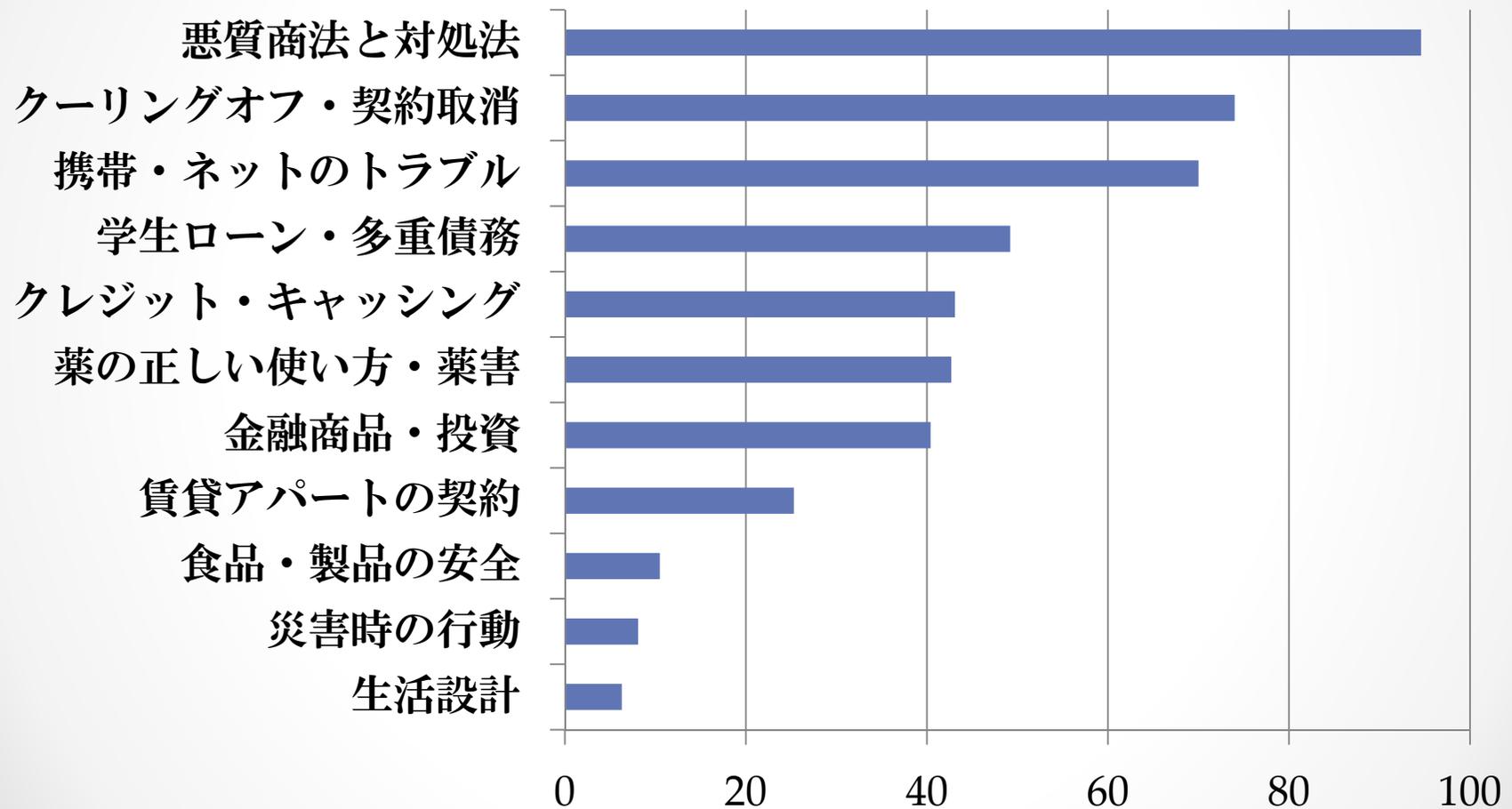
大学の取り組み

文科省「平成25年度消費者教育に関する取組状況調査のフォローアップ調査」より

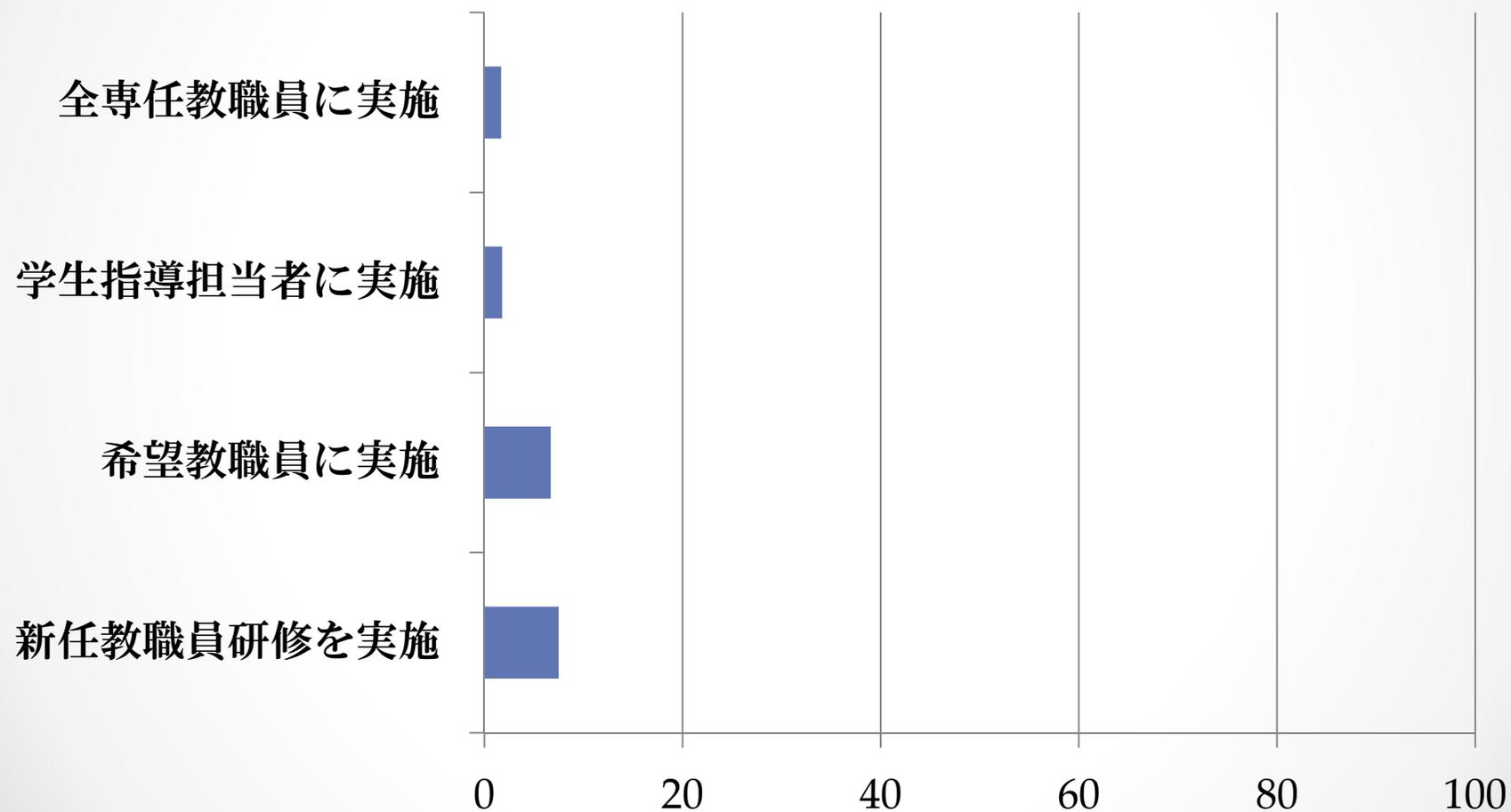
学生に対する啓発・情報提供



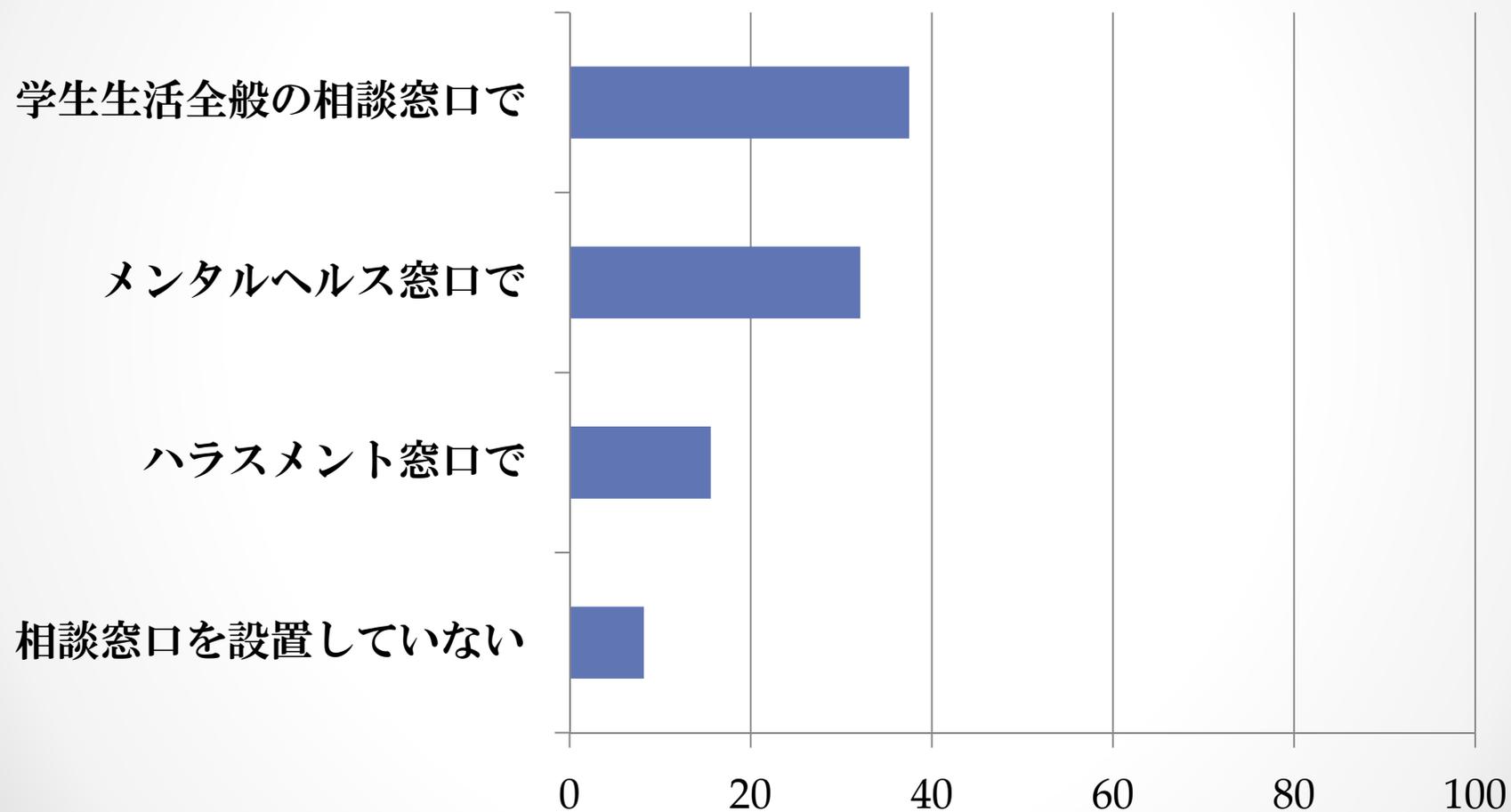
学生への啓発・情報提供の内容



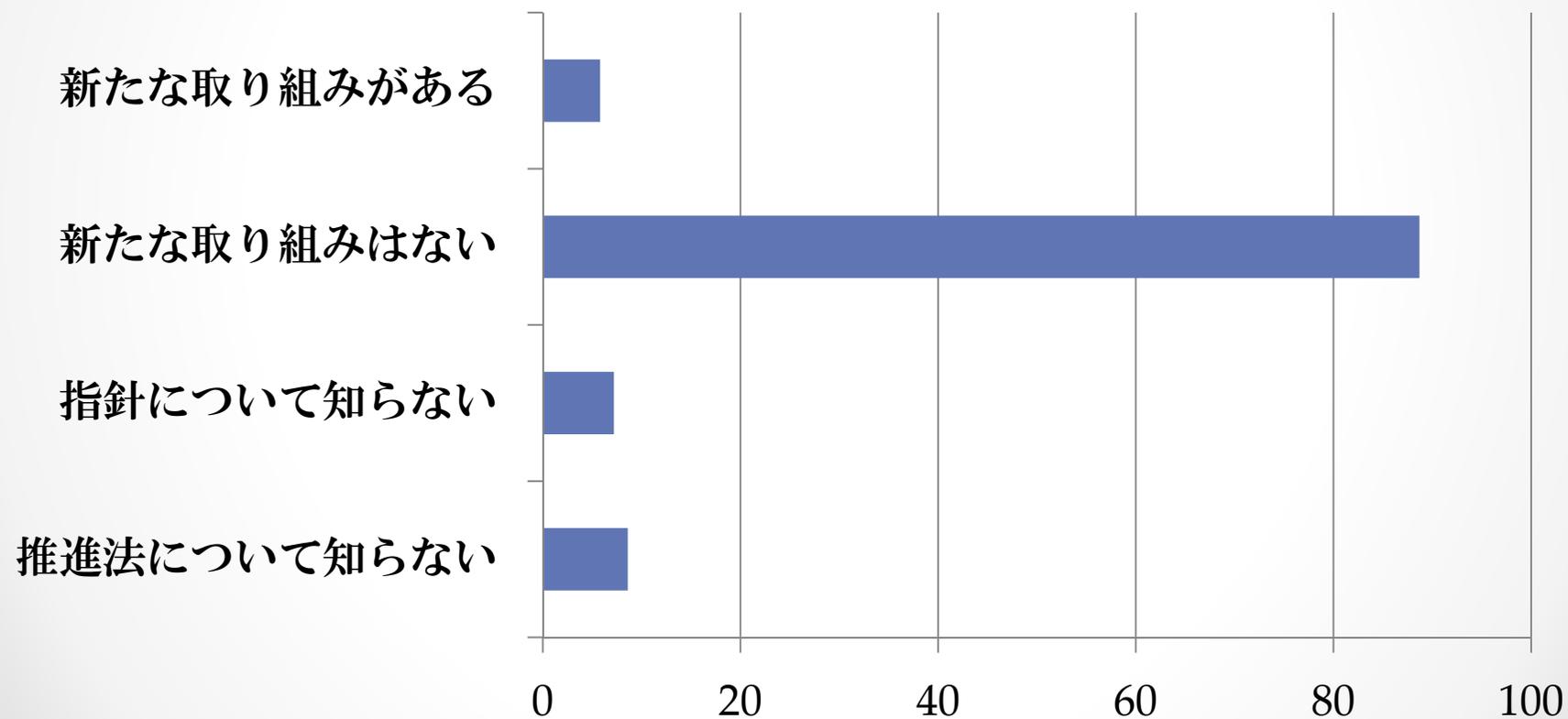
教職員への啓発・情報提供



学生消費者相談の窓口



「大学及び社会教育における消費者教育の指針」、 及び「消費者教育推進法」を踏まえた新たな取組み



今後の重点的な課題

- 学生に対する啓発・情報提供 (87.6%)
- 学生からの相談への対応 (57.8%)
- 教職員に対する啓発・情報提供 (41.5%)
- 大学組織の危機管理の強化 (25.0%)
- 授業・ゼミにおける教育 (16.0%)
- 地域と連携した地域貢献活動 (公開講座等) (10.8%)
- 学生のサークル・自主活動への支援 (9.8%)
- 民間団体 (消費者団体、NPO,企業等) との連携強化 (9.5%)
- 全学共通科目の必須とする (0.6%)

問題解決のために必要なこと

- 効果的な実践事例の紹介 (61.9%)
- 学生向けパンフレット・教材等の作成・配布 (56.3%)
- 大学向け対応マニュアルの作成・配布 (47.8%)
- 消費者被害の最新情報等の定期的な提供 (44.3%)
- 多様な主体が連携・協働するための仕組みの創設 (24.4%)
- 大学等の教職員に対する研修 (24.3%)
- 大学等への財政的支援 (19.6%)
- 消費者教育推進法に沿った教育・啓発のできる多種・多様な人材の育成 (16.9%)
- 教育関係者、消費者団体、企業等の関係者が一堂に会する機会の提供 (16.5%)
- HPによる消費者教育関連情報の充実 (16.2%)

課題

- 大学が取り組むべきもの

関係者による学生消費者被害の実相の理解
対症療法としての学生消費者相談の実施
学生への消費者問題の学習機会の提供
学士力が問われる時代のパスポートとしての消費者
教育への認識と実施

学内の人材発掘と
人材育成



地域人材の発掘と
活用

ご清聴ありがとうございました